

## 琵琶湖森林づくり県民税に係る滋賀県税制審議会からの答申を受けた対応方針について

### 1 趣旨

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号。以下「森林県民税条例」という。）付則第6項の規定に基づき、森林県民税条例の規定について検討を行うために、令和6年11月18日に滋賀県税制審議会に諮詢したところ、令和7年10月20日に答申があったことを受け、その答申の内容およびそれを受けた県の対応方針について御説明するもの。

### 2 滋賀県税制審議会からの答申の概要（答申の全文は別添のとおり）

#### （1）評価について

琵琶湖森林づくり県民税（以下「森林県民税」という。）を活用して創意工夫された事業が実施され、様々な成果を上げられている。

琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という）に掲げる目標を達成していくために、事業実施に必要な安定的な財源として、森林県民税の継続が適当。

#### （2）使途について

森林県民税を活用して取り組んできた事業（以下「森林県民税事業」という。）については、一定の成果を上げており、引き続き取り組んでいくことが必要と認められることから、基本的に現行の事業を継続することが適当。

また、森林県民税と森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）の使途が重複しないよう、平成31年4月に県が策定した「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」の整理によって両者を使い分けていくことが適当。

ただし、譲与税で実施するべき事業であるが、森林県民税の趣旨に合致する事業であって、譲与税の額が不十分な場合には、併用して活用することも考えられる。

使途の効果検証をするにあたっては、森林県民税事業による多様な公益的機能が、他の行政分野における費用の低減への貢献度を定量的に明らかにすることは、重要な視点の一つ。

#### （3）課税方式について

現時点で特に不都合は認められず、現行の課税方式を継続することが適当。

#### （4）税率設定について

基本計画期間最終年度の令和12年度までは基金残高も活用して、事業費を確保できる見込みであることから、現時点では、現行の税率を維持することが適当。

なお、貴県の税率は、他府県の同趣旨の超過課税と比較し高水準であることから、負担に見合う受益が広く県民に及ぶように施策を実施し、県民に便益を知らうための工夫が必要。

#### （5）次回の見直しの検討時期について

これまでと同様に基本計画の見直し（5年ごと）と同時期に行うことが適当。

ただし、納税者の税負担の水準について検討が必要な場合には、見直しの検討時期を前倒しすることも視野に入れるべき。

### 3 答申を受けた対応方針

答申のとおり、現行の課税方式・税率を継続する。

5年後の基本計画の見直し時期と同時期に森林県民税の見直し検討を行うため、森林県民税条例の一

部改正を令和8年2月定例会議に提案することとします。ただし、社会情勢の変化や基金の状況、新たな税負担が具体化し、納税者の税負担水準について検討が必要な場合は、前倒して検討を行う。

また、森林県民税を活用して「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」に取り組んでいることやその成果を、より多くの方に知っていただけるよう、あらゆる機会を通じて積極的に周知を図っていく。

### 参考1) 琵琶湖森林づくり県民税の概要

目的	琵琶湖森林づくり県民税は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、 <u>環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するために設けているもの。</u>		
課税方式	県民税均等割超過課税方式（県民税均等割の標準税率に一定額を加算）		
納税義務者	個人：1月1日現在で県内に住所等のある個人 法人：県内に事務所等のある法人等		
税率	個人：800円（標準税率 1,000円） 法人：法人県民税均等割の標準税率の11%相当額		
資本金等の額による区分	税率	(標準税率)	
下記以外の法人（均等割非課税法人除く。）	2,200円	20,000円	
1千万円超1億円以下	5,500円	50,000円	
1億円超10億円以下	14,300円	130,000円	
10億円超50億円以下	59,400円	540,000円	
50億円超	88,000円	800,000円	

### 参考2) 琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）付則第6項

#### 付 則

##### 1～5 略

（検討）

6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第56号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。